

●香川県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成30年7月1日	セントケア訪問看護ステーション丸亀 丸亀市土器町東7丁目457	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1
令和3年5月1日	セントケア訪問看護ステーション観音寺 観音寺市本大町1473番地3	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1